

大阪第一・第二運輸所ダイヤ改正 (行路・交番)に関する申し入れ

1月15日、会社は、次期ダイヤ改正における「行路・交番他」を提示したが、この間東海労は乗務員・乗客の生命と安全を第一に考え、「新幹線車内業務の見直し」における新幹線車掌3名から2名体制になり、更に効率化による労働強化を強いられているのが現状であると考えます。

次期ダイヤ改正における「行路・交番」を検証した結果、乗務員の労働強化から安全・健康が確保されていない内容となっているため、以下のとおり申し入れる。

よって早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 勤務指定について

- ①小交番制を廃止し、大交番制にすること。
- ②交番順序「乗組・予備・乗組・予備・予備・予備」の6ヶ月パターンでは予備月が3ヶ月連続になり、生活設計が成り立たない。「乗組・予備・乗組・予備・乗組・予備」とすること。
- ③翌月分勤務における休日出勤を指定する場合は、毎月10日の勤務予定表にて発表すること。
- ④予備月についても就業規則第55条にある通り、毎月25日までに翌月分勤務を指定すること。
- ⑤予備の勤務指定については、交番作成基準に基づいて勤務指定すること。

2. 準備報告時間について

- ①車掌・運転士のクルー化に伴い各運輸所、各駅、各車両所において算出した全ての準備報告時間を明らかにすること。
- ②アルコール検査の実施に伴う時間について、明らかにすること。アルコール検査する時間を付加すること。
- ③出先地でのアルコール検査を廃止すること。
- ④臨行路における案内カードは、会社が責任をもって作成すること。

3. 行路について

- ①食事時間については、十分な時間を確保すること。

大阪第一運輸所M・T・B306、307、310、312、313、314行路、S1354行路（夕食）、M・T・B309行路（朝食）、S1354行路（昼食）、大阪第二運輸所M・T・B403、414行路、B1402行路、S1451、1452行路（夕食）、M・T・B411、412行路、B1407行路、S1455、1456行路（朝食）、B1401、140

8行路（昼食）については問題があり改善すること。少なくとも労働外時間として30分以上を確保すること。

- ②運転士の一丁半行路入出庫に伴う大阪第一運輸所B304、305、306行路、大阪第二運輸所B404、405、407、408行路及び大阪第一運輸所B309、313行路、大阪第二運輸所B413、415行路の日比津入出庫を外すこと。
- ③M・T・B414行路、品川泊を東京運輸所泊に変更すること。
- ④行路の拘束時間については、24時間以内で作成すること。
- ⑤大阪第一運輸所M・T・B301、302行路、大阪第二運輸所M・T・B401、402行路の東京段落ち時間を2時間以内にする。
- ⑥睡眠時間は6時間を確保すること。大阪第一運輸所B310、B315行路、大阪第二運輸所B414行路について改善すること。
- ⑦大阪第一運輸所B1309行路の労働時間を最低10時間以上とすること。
- ⑧大阪第一運輸所B1302行路の労働時間を8時間以内とし、短縮すること。
- ⑨大阪第一運輸所、居流しM302、M301行路をM318行路、T302、T301行路をT316行路に変更すること。
- ⑩訓練時間の待ち時間は、1時間以内とすること。また、前訓練の指定について、訓練終了後から出勤時刻まで、最低40分以上とし食事時間を確保すること。
- ⑪短巡回行路指定について、各組の平準化を図ること。
- ⑫車掌の短巡回行路は、連続3往復の巡回を止めること。

4. その他について

- ①車掌携帯端末のバッテリーの消費が早く、業務に支障をきたしている。バッテリー容量を改善すること
- ②東京第一運輸所の休養室におけるCPAP設置スペースを確保するために、ズボンプレッサーを撤去すること。
- ③車内でも新型車掌携帯端末を充電出来るように充電コードを設置すること。
- ④休養室に設置した充電コードで、各乗務員の労働外時間で充電をさせている。各乗務員に対して、付加時間を付加すること。
- ⑤短巡回行路における熱中症対策については、各ホーム詰所にドリンクを置くこと。また、夏季限定とせずオールシーズンにドリンクを用意すること。
- ⑥新大阪駅ホーム、東京方乗務員待機室を常時開放すること。
- ⑦全乗務員にポケット行路表を2冊配布すること。

以上